

公益財団法人出雲市芸術文化振興財団出雲文化伝承館施設管理規程

公益財団法人出雲市芸術文化振興財団（以下「財団」という。）が、出雲文化伝承館（以下「伝承館」という。）の指定管理者として指定期間における伝承館の管理運営について、出雲文化伝承館の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）及び出雲文化伝承館の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、伝承館の利用に関する施設管理規程を定め、その適切な管理運営に資するものである。

（休館日 条例第4条）

第1条 伝承館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、公益財団法人出雲市芸術文化振興財団理事長（以下「理事長」という。）が必要と認め、市長の承認を得たときは、休館日に開館し、または臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 年始(1月1日から同月3日まで)
- (2) 年末(12月29日から同月31日まで)
- (3) 月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）と重なった場合は、開館する。

（開館時間 条例第5条）

第2条 伝承館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、「縁結び交流館」については、午前9時から午後10時までとする。また、理事長が特に必要があると認め、市長の承認を得たときは、開館時間を延長し、または短縮することができる。

（利用の承認 条例第8条、規則第3条）

第3条 伝承館の施設又は附属設備等（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ理事長に利用承認申請書（様式第3号）を提出しなければならない。理事長は、利用申請を承認したときは、利用承認書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

- 2 前項の承認を受けた者が、承認に係る事項を変更しようとするときには、利用変更承認申請書（様式第5号）を提出しなければならない。理事長は、利用変更申請を承認したときは、利用変更承認書（様式第6号）を申請者に交付するものとする。
- 3 利用受付に関することは、下記のとおりとする。
 - (1) 利用受付の手続は、次のとおりとする。
 - ① 利用しようとする者は、来館または電話で利用希望の施設の空き状況を確認し、仮予約をする。仮予約の候補は2件までとする。
 - ② 仮予約期間は1週間とし、仮予約日の1週間後の同じ曜日までに利用承認申請書を提出しなければならない。利用承認申請書が提出されない場合は、理事長は仮予約を取り消すことができる。
 - (2) 利用受付の開始日は、利用を開始する日の属する月の初日の1年前からとする。ただし、その日が休館日の場合は、その翌日とする。

(3) 利用受付の締切日は、原則として利用日の前日とする。ただし、対応可能な場合は締切日以降でも受け付けることができる。

(4) 利用受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(5) 利用受付開始日の受付は、来館者を優先し先着順に行い、午前8時30分までに来館した者で希望日が重複した場合は、話し合いで決定する。話し合いが不調の場合は抽選により決定する。

(6) 次に掲げるものは、利用開始日の1年以上前であっても受け付ける。

- ① 中国地区以上の規模を有する催し物
- ② 国、地方公共団体、学校、幼稚園及び保育所が主催する県規模の催し物
- ③ 公共団体又はこれに準ずるものが定期的に行うもの
- ④ その他、理事長が特に必要と認める催し物

(7) 連続利用できる期間は、全施設とも5日間とする。ただし、理事長が必要と認める場合はこの限りではない。

(8) 開館時間（「縁結び交流館」は午前9時から午後10時まで、その他の施設は午前9時から午後5時まで）外の貸出しは、「縁結び交流館」、「実習室」及び「独楽庵」にあつては午前8時から午前9時、その他の施設は午前8時から午前9時及び午後5時から午後10時の間とする。

4 利用にかかる変更は、原則として1回のみとし、取り扱いは以下のとおりとする。なお、起算日は利用開始日の前日とする。

施設名	利用日、利用期間の変更	変更による利用料算定
出雲屋敷 松籟亭 独楽庵 文化工房実習室 縁結び交流館	利用開始日の7日前まで可能	不足額が生じた場合：追徴する。 過納額が生じた場合：6ヶ月前までは差額の8割を還付する。 ：7日前までは差額の5割を還付する。 ：6日前以降は還付しない。

5 理事長が、利用承認しないことができる基準は条例第12条、承認の取消し等を行うことができる基準は条例第13条の規定による。

（施設利用料 条例第9条）

第4条 施設利用料は、別表1とする。

2 施設利用料は原則前納とし、利用承認書を交付する際に請求する。納入期限は、請求書発行日から2週間以内とする。請求書発行日から利用日までの期間が2週間ない場合は速やかに徴収する。

次の場合は、利用後に施設利用料を徴収することができる。

- ①国、地方公共団体（学校、幼稚園及び保育所を含む）
- ②公共的団体で理事長が認めるもの
- ③公共団体等から補助金、助成を受けて行うもの
- ④文化団体やその他の団体で、理事長が認めるもの

（観覧料及び利用料の減免 条例第10条、規則第7条、規則第8条）

第5条 条例第10条の規定により、観覧料または利用料の減免または免除を受けようとするときは、

観覧料等減免申請書（様式第7号）を提出しなければならない。観覧料については、以下のとおり減免または免除とする。

号	減免対象事項	減免額または免除
1	市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学及び専修学校(以下「学校等」という。)の児童または生徒が保育、教育活動の一環として教職員に引率されて観覧する場合	観覧料（引率者を含む。）の全額
2	身体障害者手帳の交付を受けた者及びその介助者、厚生大臣の定めるところにより交付された療育手帳の交付を受けた者及びその介助者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介助者または戦傷病者手帳の交付を受けた者及びその介助者が観覧する場合	観覧料の5割相当額

(1) 2号に該当する者は、当該手帳の提示をもって申請にかえることができる。

2. 利用料については、以下のとおり減免または免除とする。

号	減免対象事項	対象施設	対象料金	減免額
1	学校等が主催して、児童、生徒及び学生のために教育的、文化的な催事を行う場合	縁結び交流館、出雲屋敷、松籟亭、独楽庵、企画展示室	施設利用料、冷暖房料、設備器具利用料	5割相当額
2	学校等が児童、生徒及び学生のために本番を伴わない練習（1号の催事のためのリハーサルに利用する場合を除く。）で利用する場合	縁結び交流館、出雲屋敷、松籟亭、独楽庵、企画展示室	施設利用料、冷暖房料、設備器具利用料	5割相当額
3	国、地方公共団体又は公共的団体が行う慈善事業であって、その純益の全部を善意の目的に利用する場合	縁結び交流館、出雲屋敷、松籟亭、独楽庵、企画展示室	施設利用料、冷暖房料、設備器具利用料	3割相当額
4	市内の文化協会、当該加盟団体及び出雲市芸術文化活動団体支援補助金交付要綱（平成24年出雲市告示第235号）第2条に規定する補助要件を満たす団体が主催して、文化的な催事を行う場合	縁結び交流館、出雲屋敷、松籟亭、独楽庵、企画展示室	施設利用料、冷暖房料、設備器具利用料	3割相当額
5	身体障害者手帳の交付を受けた者、厚生大臣の定めるところにより交付された療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者または戦傷病者手帳の交付を受けた者が利用する場合	全施設	施設利用料、冷暖房料、設備器具利用料	5割相当額
6	前号に掲げる者が概ね過半数を占める団体が利用する場合	全施設	施設利用料、冷暖房料、設備器具利用料	5割相当額
7	5号に掲げる者の福祉の向上を目的とした団体が主催する大会等に利用する場合で、同号に掲げる者が1名以上参加する場合	全施設	施設利用料、冷暖房料、設備器具利用料	5割相当額

8	芸術文化活動や文化振興を目的とする市内の個人又は団体が入場料等を徴収して催事を行う場合（入場料等の額が、1,000円以下かつ非営利目的で施設を利用する場合に限る）（文ス第784号平成27年3月25日）	全施設	施設利用料	入場料等加算額
9	出雲総合芸術文化祭事業計画検討委員会及び出雲芸術アカデミー企画会が作成する事業計画に基づき事業を行う場合（文ス第784号平成27年3月25日）	全施設	施設利用料	入場料等加算額
10	学会、研究大会等の公共性の高い催し物であって、当該団体の会員等特定の者を対象に入場料等を徴収する場合（文ス第756号平成28年1月29日）	全施設	施設利用料	入場料等加算額
11	地区災害対策本部や自治協会等の自主防災組織が防災訓練を実施する場合（文ス第278号平成27年7月7日）	全施設	施設利用料、 冷暖房料、 設備器具利用料	全額
12	前各号に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認める場合	全施設	当該利用料において理事長がその都度定める額	

- (1) 1号及び2号については、複数校が合同で利用する場合は減免の対象としない。
- (2) 2号のリハーサルについては、照明音響の技術員を配置し、各種舞台装置を利用しておおむね本番同様で利用する状態をいう。
- (3) 2号、8号、9号及び10号を除く各号においては、減免適用は本番日のみとする。
- (4) 4号及び8号の減免対象がどちらも該当する場合は、重複して適用する。
- (5) 4号については、出雲市から「文化施設における使用料減免対象団体」として承認された団体に適用する。減免対象団体の加盟団体については、申請時に添付された加盟団体名簿に記載された団体を対象とする。
- (6) 5号について、減免申請書提出時に、各種手帳の提示を求めることができる。

（施設利用料の還付 条例第11条、規則第9条）

第6条 施設利用料について、利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が利用の中止または利用料が減額となる変更をした場合は、利用変更承認申請書が提出された時点で、変更前後の差額に以下の還付率を乗じて得た額を還付する。

ただし、利用変更承認申請書が提出された時点で施設利用料が未納の場合（後納を認めた利用者を含む）は、変更前後の差額から還付率を乗じて得た額を差し引いた額をキャンセル料として徴収する。

利用開始日の6ヶ月前まで 80%

利用開始日の7日前まで 50%

（利用料の算定と解釈について 条例の備考及び文ス第782号平成27年3月25日、文ス第773号平成28年2月12日）

第7条 利用料を算定する基準は、条例別表、規則第11条により定める。なお、算出した額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

- 2 入場料、その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収して利用する場合は、基本利用料の10割相当額を加算する。入場料等の解釈について、聴講料、受講料、参加料等の名目に係わらず、一定の金員を支払わなければ入場させない場合は「入場料等」と見なす。ただし、公共団体や公益法人、商工会議所、商工会が検定、資格試験を行うために検定料、受験料等を徴収し、入場させる場合は対象としない。また、「入場料等」を事前に徴収する場合も加算の対象とする。
- 3 営利を目的として施設を利用する場合は、基本利用料の10割相当額を加算する。営利目的の判断基準は、「個人や団体等が、何らかの利益を得ることを目的として利用する場合」とする。ただし、営利を目的として利用する場合であっても、その団体の内部のみを対象として利用する場合は、非営利目的として取り扱う。
- (1) 次に掲げるものは、営利目的利用として扱う。
- ① 営利を目的とした興業を行う場合。
 - ② 何らかの利益を得ることを目的として、商談会、商品展示会、商品説明会及び体験会等を行う場合。
 - ③ 営利団体が、自身の名称、イメージ等の浸透及び宣伝を目的とした事業を行う場合。
 - ④ 民間営利社会教育事業者などの営利団体が主催し、月謝を徴収する各種教室及び塾等を行う場合。
 - ⑤ 非営利団体の利用で、その利用目的が、物販等の明らかに営利目的である場合。
- (2) 次に掲げるものは、非営利目的利用として扱う。
- ① 営利団体が、物販を伴わずに、その団体の内部のみを対象として、会議利用する場合。社員研修、代理店、テナント等の会議（外部からの顧客を招いて商談等をする場合は、営利目的利用とする）。
 - ② 企業等が、入社式等のために利用する場合。当該企業等が自ら行う自社の面接等（外部からの施設利用者が想定されないもの）。
 - ③ 企業等が、国、地方公共団体が主催する催しを受託し利用する場合。
- 4 「延長料金（時間外利用料）」について、出雲屋敷、松籟亭、独楽庵及び縁結び交流館を次のとおり開館時間外に利用する場合は、利用1時間につき基本利用料（加算額含む）に5割を加算した金額を加算する。
- (1) 出雲屋敷及び松籟亭
午前8時から午前9時まで
午後5時から午後10時まで
- (2) 縁結び交流館及び独楽庵
午前8時から午前9時まで
- 5 「本番日」の解釈について、「本番」とは舞台装置又は展示物等の設営が終わり、観客等が入場できる状態又は入場し鑑賞できる状態とし、「本番日」とは、本番と当日の準備、片付けも含む日とする。
- 6 「準備利用」の対象施設は、「縁結び交流館」とし、本番前日以前に準備のために利用する場合の施設利用料は、基本利用料の5割とする。この場合において、加算がある場合は、加算額を含めた利用料の5割とする。
- ただし、設備器具利用料、冷暖房料は、準備利用であっても、利用区分における利用料を徴収する。
- 7 「片付け利用料」の対象施設は、「縁結び交流館」とし、本番日の翌日に片付けのために利用する場合の施設利用料は、基本利用料の5割とする。この場合において、加算がある場合は、加算額を含め

た利用料の5割とする。

ただし、設備・器具利用料、冷暖房料は、片付け利用であっても、利用区分における利用料を徴収する。

- 8 「リハーサル利用料」の対象施設は、「縁結び交流館」とし、本番日の1週間前以降にリハーサルのために利用する場合の施設利用料は、基本利用料の5割とする。この場合において、加算がある場合は、加算額を含めた利用料の5割とする。

ただし、設備器具利用料、冷暖房料は、リハーサル利用であっても、利用区分における利用料を徴収する。

なお、リハーサルの利用受付は、利用を開始する日の属する月の初日の1年前からできるものとする。

- 9 「冷暖房料」については、利用した区分の基本利用料の3割相当額を徴収する。

(設備器具利用料 条例第9条、第22条、規則第11条)

第8条 設備器具利用料を算定する基準は、規則第11条とし、設備器具利用料は別表2とする。

- 2 利用料算定の解釈については、舞台大道具等のように設置したのみで直ちにその機能を発揮しうるものは、設置した時点から利用料を徴収し、機器、楽器等、外部からの動力又は操作等により、はじめてその機能を果たすものについては、それが実際に稼働した時点から利用料を徴収する。
- 3 設備器具を準備、片付け及びリハーサルで利用する場合においても利用料を徴収する。
- 4 設備器具利用料金表(別表2)に記載していない消耗品、電気料金等については、下記のとおり取り扱う。
 - (1) 電源料について、持込電気機器は、2kw以内につき1コンセント分を徴収する。ただし、分電盤を利用する場合は、2kwあたり1コンセント分を徴収する。
 - (2) 消耗品について、マイク用の電池代は徴収しない。

(特別の設備 条例第16条)

第9条 設置物については、以下のとおりとする。

- (1) 看板(掲示物を含む)は、建物と環境に調和するもので、公の施設の品位を損なわないものであること。
- (2) 設置(貼付)は利用当日に限り認めるものとし、場所は職員の指示に従うこと。
- (3) 拡声装置、吊幕並びに幟は、利用承認申請書の内容により許可する。

(利用者の遵守すべき事項 条例第15条、規則第12条)

第10条 火気の使用について、直火を扱う機器の館内使用は、禁止とする。ただし、IH調理器具及びホットプレート等の直火を発しない機器の使用は認める。

- 2 下記の行為を行なう場合は、特認行為許可申請書を提出し、館長の許可を受けなければならない。
 - (1) 会館、敷地内において、寄付金を募る場合。
 - (2) 会館、敷地内において、飲食の提供を行なう場合。
 - ①縁結び交流館内における飲食は認める。このうちロビーでの飲食は、全面利用の場合に限り弁

当等軽い食事を摂る場合に認める。ただし、カーペットが汚れないようにシート等で養生をすることを条件に、立食での飲食も認める。片面利用の場合は、ロビーでの飲食を認めない。

②実習室での飲食は認める。

③その他の施設については、館長が認めた場合に限り飲食を認める。

④その他、施設利用についての許可事項は許可事項一覧のとおりとする。

(3) 会館、敷地内において、物品の販売展示を行なう場合。

(4) 会館、敷地内において、仮設工作物等を設置する場合。原則として、館内における催し物に付帯した行為に限る。

(5) コンセントの電力制限を超えるため、分電盤を使用する場合。

3 貸出時刻は、原則として借上開始時刻からであるが、状況に応じて10分前からの貸出しを認める。

4 備品の館外貸出は、原則として認めない。ただし、そば打ち道具及び和菓子作り道具については、公の施設で利用する場合に限り許可する。この場合の利用料は、実際の利用日数に応じた料金とする。

(その他)

第11条 縁結び交流館について、以下のとおりとする。

(1) ロビーの利用については、ホール全面利用の場合に限り占有を認める。ホール半面のみ利用の場合は占有を認めない。

(2) ホール半面のみ利用の場合で、先に会議等静粛な状態が必要である催事が申込まれている場合、もう一方には楽器等大音量、振動等が出る可能性のある内容の利用は受け付けない。

(3) ロビーのみ冷暖房設備を利用し、ホールでは冷暖房設備を利用しない場合は、ホール半面分の冷暖房料を徴収する。

2 文化工房展示室については、公共団体が実施する展示等に利用する場合、または館内の他施設の補完として使用する場合を除き利用を認めない。

3 文化工房実習室の釉薬については、原則貸出対象としない。

4 催事のポスター及び案内状などについては、問合せ先を伝承館と誤解されないよう主催者側を問合せ先とし、原則として明記してもらうこと（伝承館は開催会場として記載し電話番号を掲載しないこと）とする。

5 駐車場について、以下のとおりとする。

(1) 所定の位置に整然と駐車しなければならない。また、通路、車寄せ付近は駐車禁止とする。

(2) 満車が予想される場合は、主催者に公共交通機関の利用と乗合わせを依頼する。

(3) 満車が予想される場合は、主催者に事前に周辺施設へ駐車場借用要請を依頼する。

(4) 必要に応じて交通整理員の配置を依頼する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(この規程の失効)

2 この規程は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

3 この規程は、平成30年4月1日から施行する。